

## 役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程

平成24年 9月12日 制定

平成27年 6月25日一部改正

平成28年 6月27日一部改正

平成30年 3月23日一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人畜産近代化リース協会の役員及び評議員の報酬等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に規定する報酬等をいう。以下同じ。）及び通勤手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

**第2条** 常勤の役員には、別表第1に定める月額報酬を支給する。

2 非常勤の役員には、理事会への出席の都度1日当たり10,000円の報酬を理事会出席謝金として支給する。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、1日当たり10,000円の報酬を支給する。

3 評議員には、評議員会への出席の都度1日当たり10,000円（議長を務めた評議員は、13,000円）の報酬を評議員会出席謝金として支給する。

4 前2項の規定にかかわらず、現に他から職務遂行の対価を受けている非常勤の役員及び評議員に対しては、その者から申出があった場合には、報酬を支給しないことができる。

(常勤の役員報酬の計算)

**第3条** 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給し、常勤の役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。

2 常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の規定により、報酬を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤の役員報酬の支給方法)

**第4条** 第2条第1項の報酬は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金又は振込みの方法で支給する。

2 第2条第1項の報酬の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、その支給日を繰り上げて支給することがある。

(退職手当の支給)

**第5条** 常勤の役員が退任した場合（公益財団法人畜産近代化リース協会定款第30条第1号の理由により解任された場合を除く。）には、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員が退任した場合において、その者が退任の日又はその翌日に再び常勤の役員となったときは、その退任については退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

**第6条** 前条第1項の退職手当の額は、在任期間1月につきその者の退任の日における別表第2に定める退職手当基礎額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、在任期間内において役職を異にした者にあつては、異なる役職ごとの在任期間（以下「役職別期間」という。）1月につき退任の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在任期間の計算)

**第7条** 退職手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、常勤の役員としての引き続いた在任期間による。

- 2 前項の規定による在任期間の月数の計算については、常勤の役員に就任した日から常勤の役員を退任した日までを暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。
- 3 前条ただし書の役職別期間の月数の計算については、前項の規定を準用する。この場合において、「常勤の役員」とあるのは、「当該役職」と読み替えるものとする。
- 4 前項の場合において、役職別期間の合計月数が第2項の規定により計算した在任月数を超えるときは、当該超える月数が零となるまで、役職別期間のうち端数の少ない在任月数から順次1月を減ずるものとする。この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から先に1月を減ずるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

**第8条** 第5条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、常勤の役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に掲げる者に該当しないもの
- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前各号に掲げる順により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれの号に規定する順による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
  - 3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

**第9条** 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない

(1) 常勤の役員を故意に死亡させた者

(2) 常勤の役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給制限)

**第10条** 常勤の役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その役員が退任した時は、退職手当は判決の確定後に支給する。ただし、禁錮以上の刑に処せられたときは、退職手当は支給しない。

(支給時期)

**第11条** 退職手当は、退任した日から30日以内に支給する。ただし、死亡により退任した常勤の役員に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(通勤手当)

**第12条** 常勤の役員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項の規定により通勤手当が支給される一般職給与法第1条第1項に規定する職員と同一の要件に該当するものに対して、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額については、一般職給与法第12条第2項の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、支給日、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(交通費)

**第13条** 非常勤の役員又は評議員が理事会又は評議員会に出席した場合には、理事長が定めるところにより、出席のために要する移動の距離等に応じた額の交通費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前項の非常勤の役員又は評議員から申出があった場合には、交通費を支給しないことができる。

(改正)

**第14条** この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

**第15条** この規程に定めるもののほか、この規程（役員及び評議員の報酬等に関する部分に限る。）の実施に関し必要な細則は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

- 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日【平成 2 5 年 4 月 1 日】から施行する。
- 2 財団法人畜産近代化リース協会役員給与規程（昭和 5 1 年度規約第 1 号）及び財団法人畜産近代化リース協会役員慰労金支給規程（昭和 5 1 年度規約第 2 号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行前から引き続き常勤の役員である者に対する報酬の額は、この規程の施行後最初に開催される理事会が終結するまでの間は、なお従前の例による。
- 4 この規程の施行前から引き続き常勤の役員である者に対する退職手当の算定の基礎となる在任期間の計算については、別表第 2 に定める役職に相当するこの規程の施行前における役職への在任期間を含めて行うものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 2 7 年 6 月 2 5 日から施行し、この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正後の役員報酬等規程」という。）の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正前の役員報酬等規程」という。）の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 前項の場合において、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の額と改正前の役員報酬等規程の規定による報酬の額の差額は、平成 2 7 年 7 月の報酬の支給日に支給する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 6 月 2 7 日から施行し、この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正後の役員報酬等規程」という。）の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の役員報酬等規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正前の役員報酬等規程」という。）の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の内払とみなす。
- 3 前項の場合において、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の額と改正前の役員報酬等規程の規定による報酬の額の差額は、平成 2 8 年 7 月の報酬の支給日に支給する。

#### 附 則（平成 3 0 年 2 月 1 5 日）

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 常勤の役員の報酬の月額

理事長	1, 248, 900円
常務理事	1, 089, 300円
その他の業務執行理事	1, 016, 200円

(注) 上記の金額については、理事会の決議により減額することができる。

別表第2 常勤の役員の退職手当基礎額

理事長	815, 900円
常務理事	699, 700円
その他の業務執行理事	650, 800円